

既修者認定試験

商法

(出題の趣旨)

商法は、試験時間が30分であり、出題範囲も限られている。

従って、評価の対象となる能力は、出題範囲（設立・株式（新株発行を除く）・機関）に関して、「基本書」の内容を正確に理解しているか、という点に限定している。

一定数以上の株式を有する株主にのみ自社製品の割引販売を認める「株主優待制度」が株主平等の原則（会社109条1項）に反しないかについて検討を行うことが、本問のテーマである。

(採点基準)

会社法における「株主平等の原則」はどのようなものか、「株主平等の原則」違反の効果、「株主優待制度」と「株主平等の原則」徒の関係（株主優待制度に対して株主平等原則の射程は及ぶのか）、具体的に本件事例は「株主平等の原則」に反しているといえるのか、その理由は。

以上の論点につき解答が示されていれば、基準点に達していると判断した。

「裁判例についての知識がうかがえるもの」、「異なった考え方との比較検討がなされているもの」については、加点対象とした。

なお、一応の言及はあるものの記載が簡潔に過ぎて分量の少ない場合は、減点対象とした。